一五」に、「平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日 | ○・九九」を「平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日 | ○・九七 | 平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日 | ○・九七 | 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日 | ○・九七」に、「平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日 | 一・〇〇」に、「平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日 | ○・九七 | 平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日 | ○・九七 | 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日 | ○・九七」を「平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日 | ○・九八 | 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日 | ○・九八」に、「平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日 | ○・九八 | 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日 | ○・九八」を「平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日 | ○・九九」に、「平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日 | ○・九九」を「平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日 | 一・〇〇」に、「平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日 | 一・〇〇」を「平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日 | 一・〇一」に、「平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日 | 一・〇一」を「平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日 | 一・〇二」に、「平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日 | 一・〇二」を「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日 | 一・〇三」に、「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日 | 一・〇三」を「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日 | 一・〇四」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日 | 一・〇四」を「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日 | 一・〇五」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日 | 一・〇五」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日 | 一・〇六」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日 | 一・〇六」を「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日 | 一・〇七」に、「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日 | 一・〇七」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日 | 一・〇八」に、「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日 | 一・〇八」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日 | 一・〇九」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日 | 一・〇九」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日 | 一・一〇」に、「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日 | 一・一〇」を「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日 | 一・一一」に、「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日 | 一・一一」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日 | 一・一二」に、「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日 | 一・一二」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日 | 一・一三」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日 | 一・一三」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日 | 一・一四」に改める。

○環境省告示第七十三号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）第三条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年七月二十九日　環境大臣　大塚　珠代

ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令に規定するポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法は、ポリ塩化ビフェニルが封入された製品について、当該製品に封入されているポリ塩化ビフェニルを含む油をポリ塩化ビフェニルを含まない油に入れ替えた上で、当該製品を使用したまま一定期間電圧を加えて洗浄し、ポリ塩化ビフェニルを適切に除去する方法（生活環境保全上の支障を生じるおそれのないものと認められる方法に限る。）とする。

○環境省告示第七十四号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第三条及び第六条の規定に基づき、環境大臣が定める方法を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年七月二十九日　環境大臣　大塚　珠代

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第三条及び第六条の規定に基づき環境大臣が定める方法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第三条及び第六条の規定に基づき環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

1　ジメチルスルホキシドによる抽出後、前処理に、硫酸及びシリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラムを使用し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

2　前処理に、多層シリカゲルカラム又は硫酸及び多層シリカゲルカラムを使用し、キャピラリーカラムガスクロマトグラフ電子捕獲検出器によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

3　前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、キャピラリーカラムガスクロマトグラフ電子捕獲検出器によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

4　前処理に、硫酸及びジビニルベンゼン－メタクリレートポリマーカラムを使用し、キャピラリーカラムガスクロマトグラフ電子捕獲検出器によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

5　前処理に、ゲル浸透クロマトグラフ及び多層シリカゲルカラムを使用し、キャピラリーカラムガスクロマトグラフ電子捕獲検出器によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

6　揮発性溶媒で希釈し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

7　前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、ガスクロマトグラフ三連四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ四重極形質量分析計によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

8　前処理に、硫酸及びスルホキシドカートリッジを使用し、負イオン化学イオン化質量分析計によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

9　前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、抗ポリ塩化ビフェニルモノクローナル抗体及び抗原固相化ビーズを用いた結合平衡除外法を利用してポリ塩化ビフェニルを測定する方法